



被災者生活再建支援法の弾力的な運用に関する 緊急要望について

平成25年9月2日に発生した竜巻により、県東部を中心に甚大な被害が発生しました。特に、越谷市においては約900棟、松伏町においても100棟以上の全壊、半壊又は一部損壊の家屋被害が発生し、家屋以外にも多くの被害が発生しました。

被災者生活再建支援法では、一定の要件に該当する市町村内の被災世帯に対して、住宅の被害程度に応じた基礎支援金と住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されることになっています。

しかし、同一の自然災害に見舞われた隣接市町村でも、住宅全壊被害を受けた世帯数が基準に満たない場合には、支援金の支給が受けられない状況にあります。

今回の竜巻による災害では、松伏町においては住宅全壊要件に該当しなかった場合、被災者生活再建支援法の適用がないこととなります。

このため、被災者生活再建支援法の適用に当たっては、同一の地域で発生した同一災害であるということを御理解いただき、弾力的に運用いただきますよう強く要望いたします。

平成25年9月9日

内閣府特命担当大臣(防災) 古屋 圭司 様

埼玉県知事

上田清司